

平成18年11月29日

食品、添加物等の年末一斉取締りについて

年末は、多種類の食品が短期間に大量に流通するため、食品等の衛生的な取扱いや表示が不適切になるおそれがあります。

奈良市では、平成18年度奈良市食品衛生監視指導計画に基づき、食品等の衛生確保の観点から、食品、添加物等の年末一斉取締りとして、食品事業者を対象に、監視指導の強化、食品等の抜き取り検査を行いますのでお知らせします。

1 公開監視指導について

食品、添加物等の年末一斉取締りを実施するに当たり、次のとおり報道機関を対象に公開で監視指導を実施します。

(1) 実施日時

平成18年12月1日(金) 午前9時30分

(2) 実施場所

株式会社 近商ストア 学園前店
奈良市学園北1-10-1 パラディ学園前 -B1F

(3) 実施内容

奈良市保健所生活衛生課食品衛生監視員2名による立入検査

なお、立入指導の同行取材を希望される場合は、事前に当課食品衛生係までお申し出下さい。

2 食品、添加物等の年末一斉取締り

(1) 実施期間

平成18年12月1日(金)から12月28日(木)まで

(2) 実施内容

食品販売店等の立入指導

市内のスーパー等大規模小売店を中心に、食品の表示事項や保存状

況等について点検し、表示基準及び保存基準に違反する食品の発見及び排除に努めます。

弁当屋、仕出し屋などの大量調理施設等の立入指導

いずれの施設も大規模な食中毒が発生する可能性が高いことから、重要管理事項、衛生管理体制及び作業手順などを示した「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき自主管理体制を確認します。

社会福祉施設等の集団給食施設の立入指導

社会福祉施設には高齢者及び乳幼児等の食中毒のリスクが比較的高い集団が多く入所していることから、社会福祉施設、保育園等の集団給食施設については、中小の規模の施設であっても「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき衛生指導します。

また、病院給食についても同様に衛生指導を実施します。

食品等の検査

食品衛生監視員が食品製造施設等から食品等を抜き取り、試験検査を実施します。

ア 検査内容

洋菓子、魚肉練り製品及び魚介類乾製品の食品添加物や細菌検査、生食用かきの細菌検査、輸入食品の食品添加物等の検査を実施します。

イ 検査機関

奈良市保健所

担当課	奈良市保健所生活衛生課
電話	0742-23-6172